

共済組合から貸付けを受ける方へ 「だんしん」事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、貸付金の返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金**で貸付金残高が返済されます。
あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が**保険金**として支払われます。

万一の場合



貸付金残高



「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…



「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

病気やケガで長期休職となられても…



「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

「だんしん」(団体信用生命保険)

例

貸付金残高

「だんしん」

貸付金残高
(債務)

1,000万円の場合

特約保証料

保険金額 (貸付金残高相当額)
(10万円につき 月額20円)

月額 **2,000円**

※特約保証料は見直しされることがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>

保険金 **1,000万円**
(貸付金残高相当額)

を共済組合にお支払いすることで
貸付金残高が返済されます。

特長

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の高度障害状態となってしまったとき、「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない特約保証料（加入者が負担する保険料）でご加入できます。特約保証料は、年1回、貸付金残高に応じて見直しされますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。

債務返済支援保険

例

返済金額

債務返済支援保険

返済金相当額
(平均返済月額)

60,000円の場合

(計算例)
毎月償還 40,000円
ボーナス償還 120,000円
平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)] ÷ 12

保険料

保険金額 (返済金相当額)
(1万円につき 月額99円)

月額 **594円**

※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>

1カ月あたり保険金 **60,000円**
(返済金相当額)を30日の免責期間
を経過した日から3年を限度に就業
障害が終了するまでお支払いします。

特長

- 所定の精神障害により就業障害となったときも貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いします。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料で加入できます。